

久留米市住生活基本計画《平成28年度見直し版》(案)に対する意見の概要及び市の考え方

意見募集期間(平成28年11月1日～11月30日)

1. 計画の見直し案に対する意見

第3章 住生活をめぐる現状と課題

3 住宅政策に関連する市の計画等

No.	ページ	意見の概要	市の考え方
1	P 9	「厚生労働省や国土交通省が進める地域包括ケアシステムの構築などの課題を整理する必要があります。」を「…課題を整理し、充実する必要があります。」に修正。	ご意見の箇所は課題整理の部分であり、今後の取り組みについては、第5章の目標7「(3)地域包括ケアシステムを支える住環境整備の推進」に記載しております。 (原案のとおり)

第5章 政策目標と基本的な施策

目標1 多様な住まい方の普及

(1) ライフステージやライフスタイルに応じた住み替えの普及

No.	ページ	意見の概要	市の考え方
2	P 12	「家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができる居住環境づくりを支援するなど、三世代同居・近居を促進します。」を「…居住環境づくりを支援します。」に修正。	ご意見を踏まえ、「三世代同居・近居など、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができる居住環境づくりを支援します。」に、修正いたします。

目標2 住宅セーフティネット機能の充実

(1) 市営住宅の適切な運営

No.	ページ	意見の概要	市の考え方
3	P14	「住宅セーフティネットの機能強化のため、高齢者、障害者、DV被害者等の住宅に困窮している世帯を対象に、入居機会の拡大を図ります。」に「… <u>高齢者、障害者、ひとり親世帯、DV被害者</u> …」と下線部分を追記。	ご意見の箇所は対象世帯の一部を例示したものであり、ひとり親世帯についても、対象世帯として入居機会の拡大に取り組んでまいります。 (原案のとおり)
4	P14	「指定管理者制度の導入など、入居者へのサービス向上と管理の効率化を図ります。」を「入居者へのサービス向上と管理の効率化を図るため様々な方法を検討します。」に修正。	指定管理者制度は、管理の効率化のみならず、入退居の管理をはじめ施設の修繕や問い合わせへの迅速な対応などサービスの向上につながる施策の一つであり、取り組みの例として示したものです。 ご意見につきましては、入居者情報の取り扱い等を含め、今後の参考とさせていただきます。 (原案のとおり)

(2) 高齢者、障害者、子育て世帯等が安心して入居できる環境の整備

No.	ページ	意見の概要	市の考え方
5	P14	「公的な家賃債務保証制度の活用を促進するなど、高齢者、障害者、 <u>子育て世帯等</u> の賃貸住宅への入居を支援します。」の下線部分を「… <u>高齢者、障害者、ひとり親世帯、DV被害者</u> …」に修正。	ご意見の箇所は対象世帯の一部を例示したものであり、ひとり親世帯及びDV被害者についても、対象世帯として入居の支援に取り組んでまいります。 (原案のとおり)

2. 全体に関する意見

No.	ページ	意見の概要	市の考え方
6	－	「住宅確保要配慮者」や「ユニバーサルデザイン」など、用語の解説が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、巻末に用語解説を追加いたします。
7	－	戸建て住宅を除き集合住宅（民間、公営）は角部屋比率50%以上にしなければ空室が発生し、その分がそれ以上の数字に現われない。損失、ムダ、リスクが負のスパイラルを呼び、あらゆる課題、問題が発生している。	ご意見の趣旨を含め、空き家の発生や地域活力の低下等を課題として捉えております。 こうした課題を踏まえ、第4章「取り組みの視点」では、「ひと」「住まい」「地域」の3つの視点で取り組みの体系化を行いました。ご意見につきましては、具体的な取り組みを進める際の参考とさせていただきます。
8	－	活性化、ダイナミズムの基本はインフラである鉄道である。とりわけ駅前、駅周辺の整備です。高度利用と生活利便が整えば住み続けることが可能になり、子どもたちは郷土愛が芽ばえふるさとながら育ちます。住宅だけがバリアフリーでもだめ。エリア全体にすべきです。安心、安全、誇り、輝き、風格はそこから生まれます。	

3. 要望

No.	ページ	要望	市の考え方
9	－	住環境は市民の日々の生活と切っても切れない重要な課題であるので、情報の周知方法の工夫やPRの徹底を必要な人に必要な時に届くよう、しっかりやっていただきたい。	市民の皆さまへの情報提供につきましては、その方法や時期など適切な対応に努めてまいります。
10	－	砂上の楼閣では誇りも、輝きも、風格もありえない。(地震地域係数)	地震地域係数は、設計の際の地震力計算に使われる係数であり、各地方における過去の地震記録に基づく被害の程度及び地震活動の状況等に応じて建築基準法により国が定めている数値です。取り扱いにつきましては、国の動向を踏まえて対応いたします。
11	－	「アスベスト 安全安心 ありえない」を久留米市の標語にすべき。	アスベスト(石綿)につきましては、建築基準法や大気汚染防止法等の関係法令に基づき、適切な対応に努めております。